# Key Topics



## Key Topic 1 サステナビリティへの取り組み

### サステナビリティの潮流

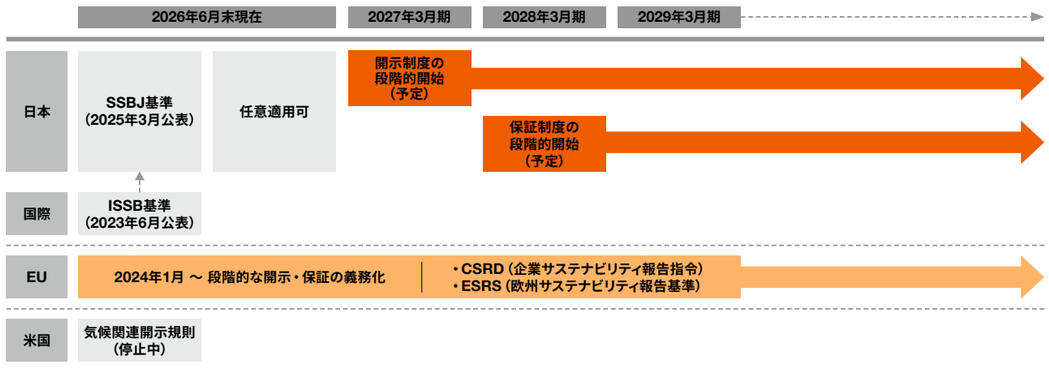
サステナビリティ情報開示へのニーズの高まりを受け、日本でも、サステナビリティ情報に関する詳細な開示・保証の制度化が進んでいます。2025年にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表したサステナビリティ開示基準について、プライム市場上場企業への段階的な適用が義務化される予定です。時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業に2027年3月期から適用され、その後、時価総額の規模に応じて段階的に義務付けられる予定です。

SSBJ基準が適用されると、有価証券報告書において、基準に準拠した情報開示が必要となります。そして、SSBJ基準の適用開始の翌年から、開示される情報に対して第三者による保証が求められます。

日本の制度化の動向は、国際的な潮流の影響を受けています。EUでは2024年より、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）および欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の適用が段階的に開始されており、保証も義務付けられています。また米国では、SECが2024年に採択した気候関連の開示規則は停止されているものの、カリフォルニア州で気候開示法が制定されています。そして国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は初のIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）を2023年に公表しており、SSBJが2025年に公表した基準はISSB基準に相当します。

日本でサステナビリティ情報の開示・保証の義務化が迫る中、対象企業は、SSBJ基準の趣旨や企業の状況を踏まえ、信頼性のある情報を開示できる体制が整備されているかどうかを確認する必要があります。

■サステナビリティ情報の開示・保証制度








### 監査法人による信頼構築への貢献

当法人は統合されたアシュアランスサービスをサステナビリティ領域でも実現させるべく、BASで培った開示を作成する企業の立場の理解と、監査業務を通じて養った情報の信頼性を付与する保証の目線の両者を融合させて、サステナビリティ情報の開示準備から開示情報に対する保証までを幅広く支援する体制を整えています。

#### ブローダーアシュアランスサービス

当法人では、企業がステークホルダーの要求に合致したサステナビリティ情報を開示することが重要であると考えています。そのためには情報開示の国際基準の動向を把握し、準拠することに加えて、ステークホルダーやステークホルダーに影響を与えるインフルエンサーの行動や考え方を正しく理解することが大切であると認識しています。

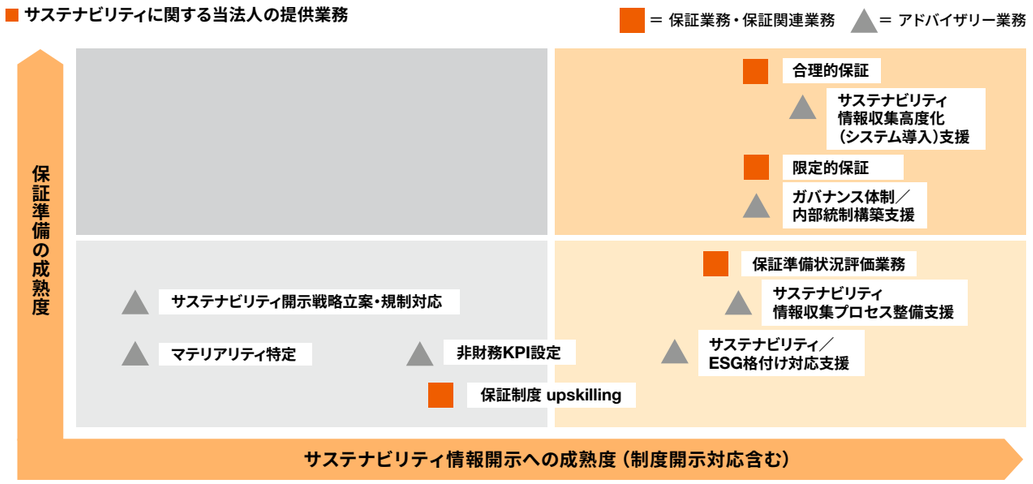
当法人は開示基準やステークホルダーの要請と企業における開示情報のギャップを明らかにし、クライアントがサステナビリティ情報開示に係る外部からの期待に応えられるよう、幅広くサポートします。

#### 保証

サステナビリティ開示の想定利用者は、財務諸表と同様に、投資家などの資金提供者です。サステナビリティ開示は、財務諸表を理解するための背景情報を提供し、財務諸表とのコネクティビティを重視しています。さらに、サステナビリティ開示では、企業の将来キャッシュ・フローや資金調達に影響を与えると合理的に見込み得るリスクおよび機会を識別する必要があり、「経営者の視点」も必要になります。このため、サステナビリティ開示の保証を行う上で、企業と財務諸表に対する理解は必要不可欠です。

当法人では、こうした特徴を重視し、財務諸表の監査とサステナビリティ開示の保証を、ワンストップで実施する「財サス一体」の監査・保証体制を構築しています。

■サステナビリティに関する当法人の提供業務



## 当法人の品質管理部門におけるサステナビリティ開示および保証への取り組み

当法人では、サステナビリティ情報に対する社会的要請の高まりや、国内外の開示基準・保証基準の整備の進展を踏まえ、品質管理部門を中心として、サステナビリティ開示および保証に係る品質管理体制の整備・高度化を進めています。

**1. 開示および保証に係る基準適用支援のためのガイダンスの提供**

当法人では、開示基準への対応として、サステナビリティ基準委員会が公表したサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）に基づく開示について、業務チームに対して実務上の論点整理等の提供、ガイダンスの策定および研修を実施しています。

保証基準への対応として、IAASB（国際監査・保証基準審議会）の保証基準および品質管理基準等を反映したPwCネットワークの監査・保証の指針およびガイダンス（PwC Audit Guide）を展開し、サステナビリティ保証業務における基準適用を支援しています。今後はISSA 5000（国際サステナビリティ保証基準）や日本公認会計士協会（Japanese Institute of Certified Public Accountants、JICPA）のサステナビリティ保証業務実務指針5000、企業会計審議会での議論の状況等も踏まえ、ガイダンスのさらなる充実を図っていく方針です。

**2. 電子監査調書システム（Aura）および保証ツールの整備・運用**

当法人では、PwCネットワークの指針およびガイダンスを反映した電子監査調書システムであるAuraを、サステナビリティ保証業務においても活用しています。なお、サステナビリティ保証業務についても、次世代監査プラットフォームへの移行に取り組んでいます。契約書、報告書および経営者確認書等の各種テンプレートについても、サステナビリティ保証業務に対応した整備を進め、基準への適合性の確保と実務運営の効率化に努めています。

**3. 専門グループによる品質管理活動および現場支援**

当法人では、サステナビリティ保証業務への対応力を高めるため、品質管理部門内に、開示や保証の専門性を有するメンバーから構成されるサステナビリティ専門グループを設置しています。個別業務の遂行にあたっては、財務諸表監査のメンバーが保証業務チームに関与し、保証準備サービスおよび任意保証業務等を進めています。これらの実務を通じて、温室効果ガス排出量等の主題情報に係る保証手続に関する知見を蓄積しています。品質管理部門は、高品質な開示や保証の実現を支援するため業務チームと密接に連携しています。

**4. 関連団体およびPwCネットワークとの連携による基準開発および実務適用への貢献**

当法人は、関連団体への人材派遣・出向等およびPwCネットワークとの連携を通じて、JICPA、IAASB、ISSBおよびSSBJとの連携を図り、サステナビリティ開示および保証に係る基準開発や実務への適用に貢献しています。さらに、国際サステナビリティ基準審議会が公表したIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）や企業サステナビリティ報告指令（CSRD）／欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を反映したPwCネットワークの開示マニュアル（Sustainability Reporting Guide）およびPwC Audit Guideの策定にあたっては、当法人のメンバーがPwCネットワークのワーキンググループに参加するとともに、PwCネットワークを活用して、基準解釈や適用事例に関する情報を継続的に収集しています。こうした取り組みにより、グローバルネットワークを活用した国内実務への対応を進めています。

**5. 今後に向けた対応**

当法人では、今後の法定開示および法定保証の開始を見据え、サステナビリティ開示および保証に係る品質管理体制のさらなる高度化に取り組んでいます。具体的には、ISSA 5000等の新たな基準を踏まえたガイダンスおよびツールの改訂、人財育成を通じた専門家の拡充等を進めています。

## 人財育成

当法人では、持続可能な社会の実現に貢献するため、職員のサステナビリティに関する意識向上と専門性の強化を目的とした研修プログラムを体系的に提供しています。研修では知識の習得にとどまらず、実務における具体的な課題解決能力の養成も重視しています。

2026年4月1日より、JICPAによる「JICPAサステナビリティ専門プログラム」が開始されました。このプログラムは「JICPAサステナビリティ能力開発シラバス」を基盤とした研修です。当法人では、このプログラムのうちベーシックコースについて、財務諸表監査に従事する職員に受講を義務付けています。2026年9月末時点での受講完了者は1,225名となっています。

また、当法人はグローバルネットワークを活かし、海外拠点と連携してISSBを含む国際基準に関する研修も実施中です。これにより、多様な市場環境や規制下でのサステナビリティ課題への対応力を向上させ、グローバルな視点と多様性を尊重する人財育成を推進しています。

さらに環境・社会・ガバナンス（ESG）の各分野別に、企業のリスク評価やレポーティング、戦略立案に必要な実践的なスキルを身につけます。

研修はeラーニング、集合研修、ワークショップなど多様な形式で展開され、職員の業務スケジュールや学習スタイルに柔軟に対応しています。特にワークショップでは、実際の企業事例を題材にディスカッションやロールプレイを行い、分析力やコミュニケーション能力の向上を図ることで、理論と実践の架け橋を形成しています。



サステナビリティ保証グループ
リーダー

**遠藤 英昭**

サステナビリティ情報に関する開示のテーマは、ISSBやSSBJが気候基準を策定したように現時点では気候変動に関する情報が中心ですが、これに限らず、生物多様性や人的資本に関する開示が検討されるなど日々アップデートがなされています。ISSA 5000やサステナビリティ保証業務実務指針5000などサステナビリティ情報に関する保証基準が新たに導入されるとともに、企業会計審議会でも議論が進んでおり、また倫理規則も改訂されるなど、開示に限らず、保証制度の整備も急ピッチで進んでいます。今後はISSB基準やSSBJ基準に準拠した開示やこれに対する保証の実務が進展し、これらに関する最新動向の把握も重要度が増していきます。

日々、習得が必要な情報が増加していくなか、限られた時間で必要な知識を身につけるためには効率的なプログラムが必要不可欠です。また、当法人が掲げる「財サス一体」の保証体制を実現させるためには、財務諸表監査の経験者がサステナビリティ保証に必要な知識、経験を蓄えていく必要があります。そのため、既に財務諸表監査を通じて身につけている監査・保証の体系を基礎として必要なサステナビリティに関する知識を得られるような研修を準備し、職員の履修を進めています。